

令和元年度 第12回葛飾区農業委員会総会議事録

(令和2年3月19日)

1 日 時 令和2年3月19日(木) 午前10時30分

2 場 所 テクノプラザかつしか 第二会議室

3 出欠席

出席者【委員】 会長 木下 憲明
委員 若林 武人
委員 柴田 清
委員 清水 慶治郎
委員 志田 實
委員 持田 昌弘
委員 清水 克幸
委員 佐野 慶一
委員 梅沢 とよかず
委員 山本 ひろみ
委員 前田 芳幸

【事務局】 産業観光部長 酒井 威
産業経済課長 倉地 儀雄
経済企画係長 鈴木 正明
経済企画係員3名 濱崎 鈴木(愛) 久保

欠席者【委員】 委員 石田 實

4 議 事 (1) 開会
(2) 議案
(3) 報告事項等
(4) その他
(5) 閉会

5 会議の結果

【議長】

ただ今から令和元年度第 12 回葛飾区農業委員会総会を開会致します。
庶務報告を【事務局】からお願いします。

【事務局】

本日の出席委員は 11 名です。農業委員会法第 27 条 3 項の規定により、出席者が総委員数の過半数を超えていますので本会は成立致します。

【議長】

先ず、議案第 14 号（引き続き農業経営を行っている旨の証明）について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

（事務局説明）

【持田委員】

別紙資料のとおり、現地を確認し、画像を撮影した結果を伝える。

【議長】

それではこの議案を承認します。

【議長】

次に、議案第 15 号（引き続き農業経営を行っている旨の証明）について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

（事務局説明）

【佐野委員】

別紙資料のとおり、現地を確認し、画像を撮影した結果を伝える。

また、農地パトロールで管理不十分と判断した生産緑地の現在の状況について報告。

【議長】

議案については承認します。農地パトロールで管理不十分と判断した生産緑地については、後で判断します。次に、議案第 16 号（引き続き農業経営を行っている旨の証明）について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

（事務局説明）

【若林委員】

別紙資料のとおり、現地を確認し、画像を撮影した結果を伝える。

【議長】

それではこの議案を承認します。

続きまして、(3) 報告事項等を【事務局】よりお願いします。

【事務局】

それでは、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、お手元の資料によりご報告させていただきます。

(配布資料 報告事項にて説明)

次に、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、お手元の資料によりご報告させていただきます。

(配布資料 報告事項にて説明)

次に、農地の転用事実に関する照会について、番号、土地の所在、地番、地目、地積、土地所有者住所・氏名、現況、調査年月日、照会元の順にご報告させていただきます。

(配布資料 報告事項にて説明)

【議長】

ただ今の件について、何かご質問等ございますか。

(質疑なし)

【議長】

それでは引き続き、(4) その他について、【事務局】よりお願い致します。

【事務局】

それでは、資料1、「令和2年度農業委員会活動推進要領」について、ご説明をさせていただきます。

こちらは、毎年東京都農業会議から届く、「農業委員会の次年度の活動推進要領」でございます。

記載事項を要約させていただきますと、次年度の主な内容は、都内の7割の農業委員会で、委員の皆様の任期満了に伴い、新たな農業委員が選任されることになっていることが1つ挙げられます。

また、2の推進要領の重点活動についてですが、「新たな農地制度の周知」について、特定生産緑地制度をはじめとした新たな農地制度を周知するため、説明会等の開催を行う旨が記載されております。

また、地域の農地の状況を把握することや管理不十分な農地については、その要因を確認のうえ、利用促進に向けた活動に取り組むことや、宅地化農地について生産緑地への指定をより一層進めることが記載されております。そのほかの記載事項については、後ほどご覧ください。本件の説明は以上となります。

【議長】

引き続き【事務局】より、その他についてよろしくお願い致します。

【事務局】

続きまして、資料2をご覧ください。資料2、「令和2年度葛飾区農業委員会活動計画（案）」について、ご説明をさせていただきます。

今年度からの変更点は、「2 重点活動」となります。一部割愛のうえで読み上げさせていただきます。

(1) 農地の新たな制度の周知を進める活動

「特定生産緑地制度を知らないという生産緑地所有者をひとりもつぐらない」ことはもとより、改正生産緑地法等説明会・個別相談会の開催を定期的を実施し、情報活動推進に積極的に取り組むことを記載しました。

(2) 特定生産緑地への指定申請に向けた活動

「令和2年4月より受付を開始する特定生産緑地への指定申請の手続きが円滑に実施されるように情報提供と周知活動を行います。

続いて、次のページを1枚おめくりください。

(3) 農地利用状況調査の効果的な実施

地域の農地の状況を定期的に把握し、管理不十分な農地については、その要因を確認し、より一層の農地保全と管理不十分な農地の改善を実施していく。

(4) 農地の利活用を進める活動

この活動としては、「農業経営意向のある農業者が所有する宅地化農地について、生産緑地への指定をより一層進めていくこと」とさせていただきます。

(5) 情報活動の推進

大きくは、「都市農地の社会的貢献の浸透をはかる」「意見交換会の開催」「啓発活動の推進」「農業者年金の加入推進」の4点です。

最後に、(6)については、今年度と同様に、「農業者の意見集約と関係行政機関等への意見提出」を行うことを記載しました。

そのほかについては、今年度と主な変更はございません。

本件の説明は以上となります。

【議長】

ただ今の件について、何かご質問等ございますか。

(質疑なし)

それではこのような内容を中心に、次年度は活動をしていくこととなります。

話は変わりますが、来年度の農地パトロールについて、事務局よりご説明をお願いします。

【事務局】

農地パトロールについては、例年9月に実施しております。それに先立って実施する必要があるかどうかという考え方ですが、4月から特定生産緑地の指定申請受付が開始されます。そこで、順番としましては、特定生産緑地の指定申請等の書類が提出されましたら、事務局が現地確認を実施します。その結果について、農業委員会総会にて、申請状況と現地確認の結果を説明します。そのうえで、疑義があるようでしたら、農業委員さんと一緒に現地を確認していただく流れを考えております。

【議長】

まずは事務局として現地を確認していただき、必要に応じて農業委員も見に行くという流れです。私はこれで良いと考えております。

【前田委員】

特定生産緑地になった場合、10年農業経営を行っていただく必要がある。だから、今きちんと現地を確認しに行くべきではないかと私は考えました。そのような体制で行くのであれば、それに従います。

【持田委員】

現況を報告しますと、警告文を送付した農地については、営農者がきちんと作付けし、管理するようになりました。

【柴田委員】

私が懸念していた農地もきちんと管理するようになっていました。

【前田委員】

警告文を2回送付した営農者については、管理するようになりました。今年度の警告が、1つのきっかけにはなったと思っています。

【議長】

引き続き**【事務局】**より、その他について宜しくお願い致します。

【事務局】

続きまして、資料3をご覧ください。「生産緑地地区のあっせん」についてご説明させていただきます。（配布資料にて、該当の生産緑地が3箇所あり、これまでの経緯や現地画像等を掲載のうえで説明）

【議長】

ただ今の件について、何かご質問等ございますか。

【持田委員】

資料の生産緑地のうち、1箇所は都市計画道路の計画線が入っている。買取申出が出た際に、都や区の方で該当している所管課から、この話は出ているのでしょうか。

【事務局】

都市計画道路の話を伺っておりませんが、区の各部局に確認したうえで、買取しない旨の連絡が来ております。

【持田委員】

将来道路になる可能性がある土地なので、その部署に話が伝わっているのでしょうか。

【事務局】

この話につきましては、事務局の方で一度確認させていただきます。

【議長】

それでは、事務局の方で調査してもらって次回の総会でご回答をお願いします。

この場で農業委員会としては、生産緑地を購入する方はいますか。

(意見なし)

それでは、農業委員会としても購入は考えておりません。4月10日まで期限がありますので、購入をご検討されている方は、個別に農業委員会事務局へ連絡してください。

【議長】

引き続き【事務局】より、その他についてよろしくお願い致します。

【事務局】

続きまして、資料4をご覧ください。「第6回改正生産緑地法等説明会及び個別相談会実施報告」についてご説明させていただきます。(配布資料にて当日の参加人数や質疑応答の結果を説明)

【議長】

ただ今の件について、何かご質問等ございますか。

【前田委員】

特定生産緑地になる日はいつですか。

【事務局】

都市計画審議会決定後、告示された日からです。

【前田委員】

特定生産緑地の申請をすれば、自動的に特定生産緑地になるのですか。

【事務局】

権利調査、現地確認等の行き、生産緑地法の規定に伴い、都と協議のうえで、都市計画審議会の意見を聴くことになります。

【佐野委員】

特定生産緑地になったという判断結果は、出るのですよね。

【事務局】

都市計画審議会の決定後に通知することになりますが、これについては、いつ通知できるかは、現段階では明言できませんので、ご了承ください。

【佐野委員】

特定生産緑地の申請書類は、現況がどうなっても、事務局で受理はするのですか。

【事務局】

受理はします。

【議長】

引き続き**【事務局】**より、その他についてよろしくお願ひ致します。

【事務局】

続きまして、資料5をご覧ください。「令和2年度葛飾区農業委員会総会 開催予定日の変更」についてご説明させていただきます。（(配布資料にて、令和3年3月の開催予定日を変更する旨を説明。)

【議長】

それでは最後に、参考資料についてご説明をお願いします。

【事務局】

続きまして、参考資料をご覧ください。「新型コロナウイルスの感染症の拡大に伴う農業委員会組織の運営等の対応」「農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」について、皆様に情報提供させていただきます。

【議長】

それでは、意見もないようですので、これにて、令和元年度第12回葛飾区農業委員会総会を閉会致します。